

令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第121号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

上下水道局

説明内容

1 条例改正等の主な内容

1-1 国土交通省からの通知

1-2 災害時等における給水装置の工事業者の確保

1-3 給水装置について

1-4 災害時等における給水装置工事施行体制の補完

2 運用について

2-1 運用フロー

2-2 適用時の周知・広報

3 条例新旧対照表

1 条例改正等の主要内容

1-1 国土交通省からの通知

国 水 水 第 2 9 号
令和 7 年 4 月 2 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

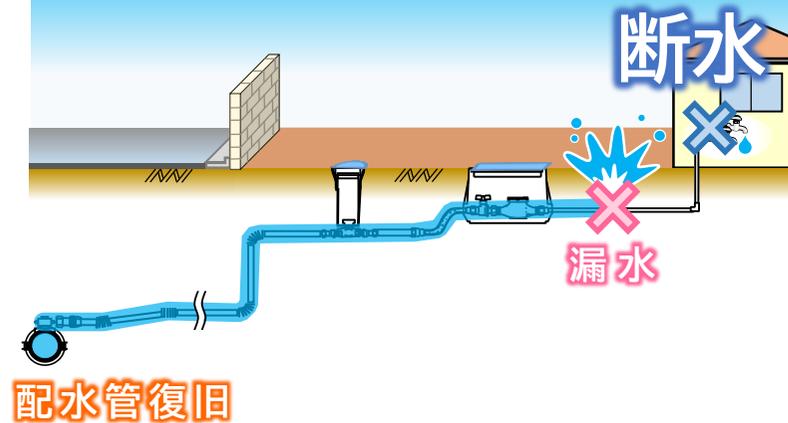
また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

令和6年能登半島地震



宅内配管の業者が確保できず
修繕工事の順番待ちが発生

配水管の復旧後も、宅内断水は長期化

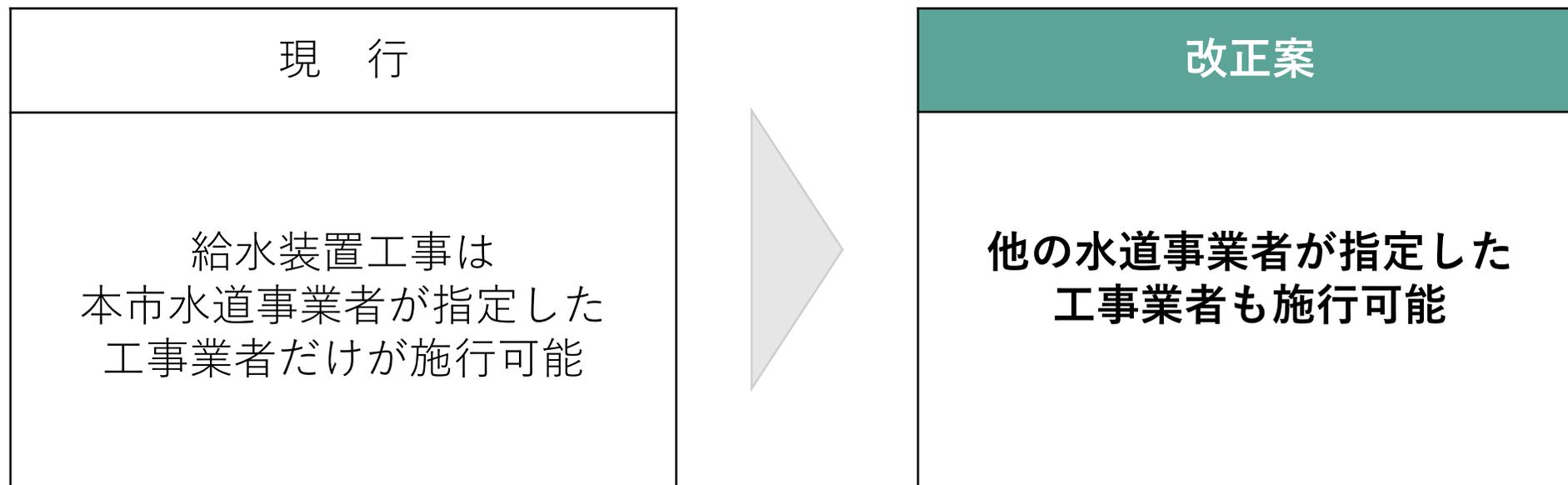
○宅内配管の早期復旧に対応する業者を確保するため
国土交通省が全国の水道事業者に条例改正の検討を
求める通知を发出

1 条例改正等の主な内容

1-2 災害時等における給水装置の工事業者の確保

○改正内容

川崎市水道条例（第4条第1項）



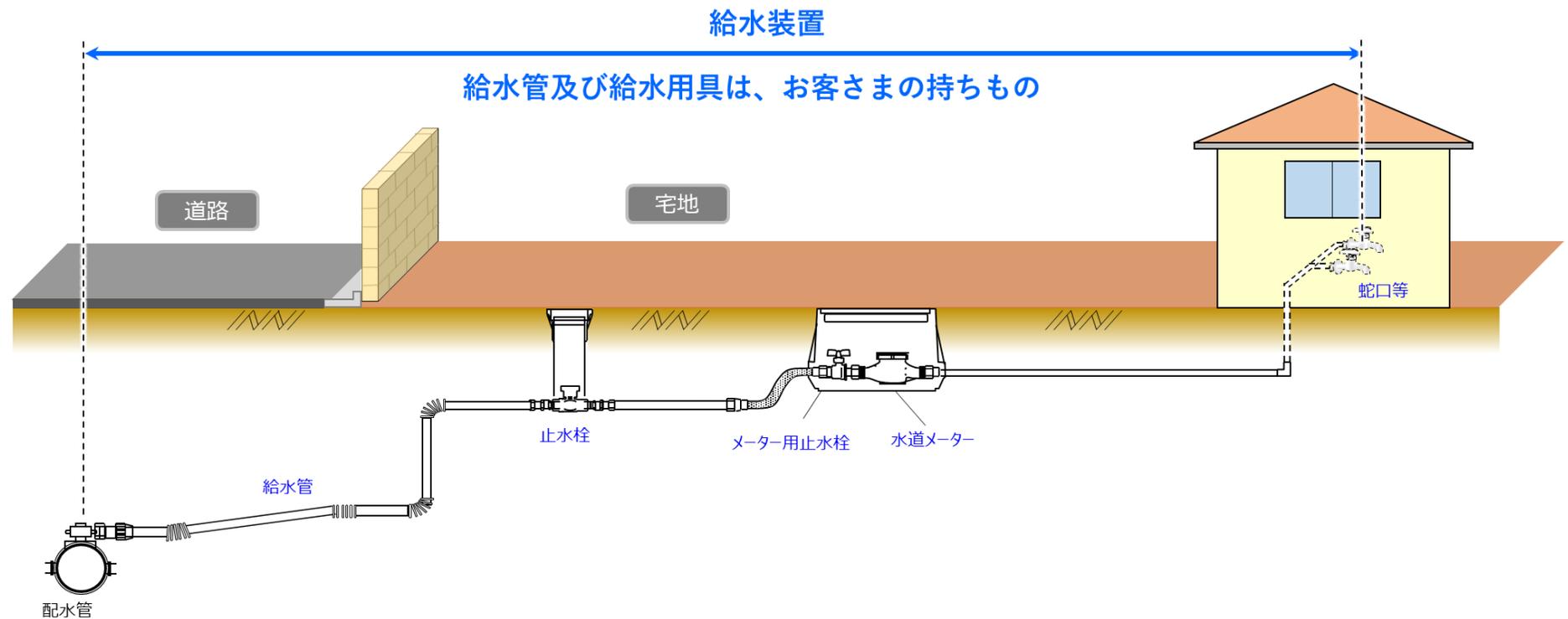
国土交通省の通知を踏まえ、いち早く宅内配管の復旧が可能となる環境を構築することで市民の皆さま宅における長期断水を防ぐことを目的とする。

1 条例改正等の主要内容

1-3 給水装置について

○給水装置とは

需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（水道法第3条第9項）



○給水装置工事の施行者

給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、管理者による施行が必要な場合を除き、管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。

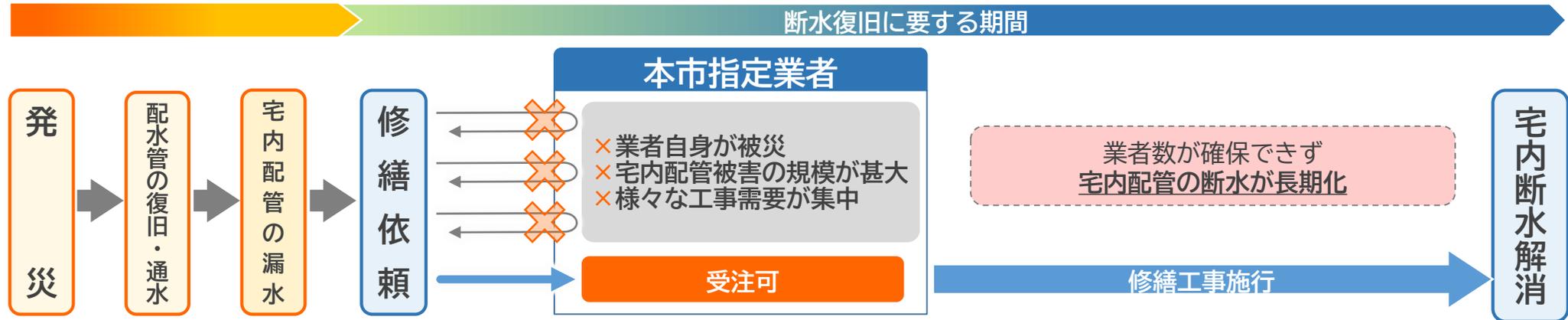
（水道条例第4条第1項）

1 条例改正等の主要内容

1-4 災害時等における給水装置工事施行体制の補完

○断水解消までのイメージ

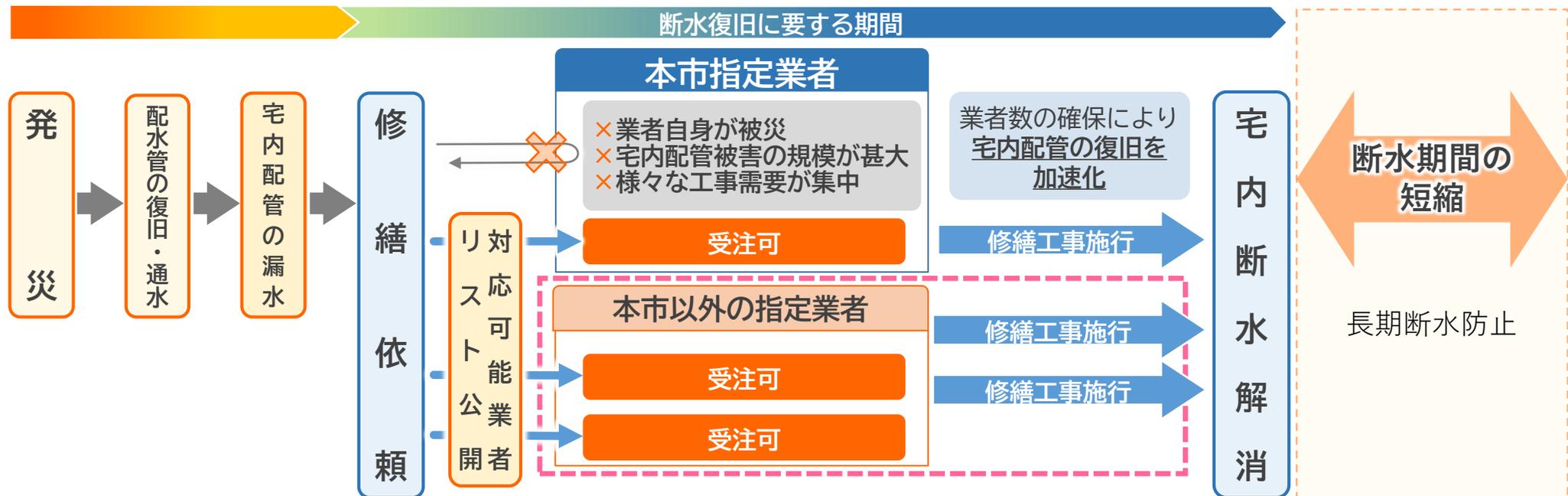
ア 現行



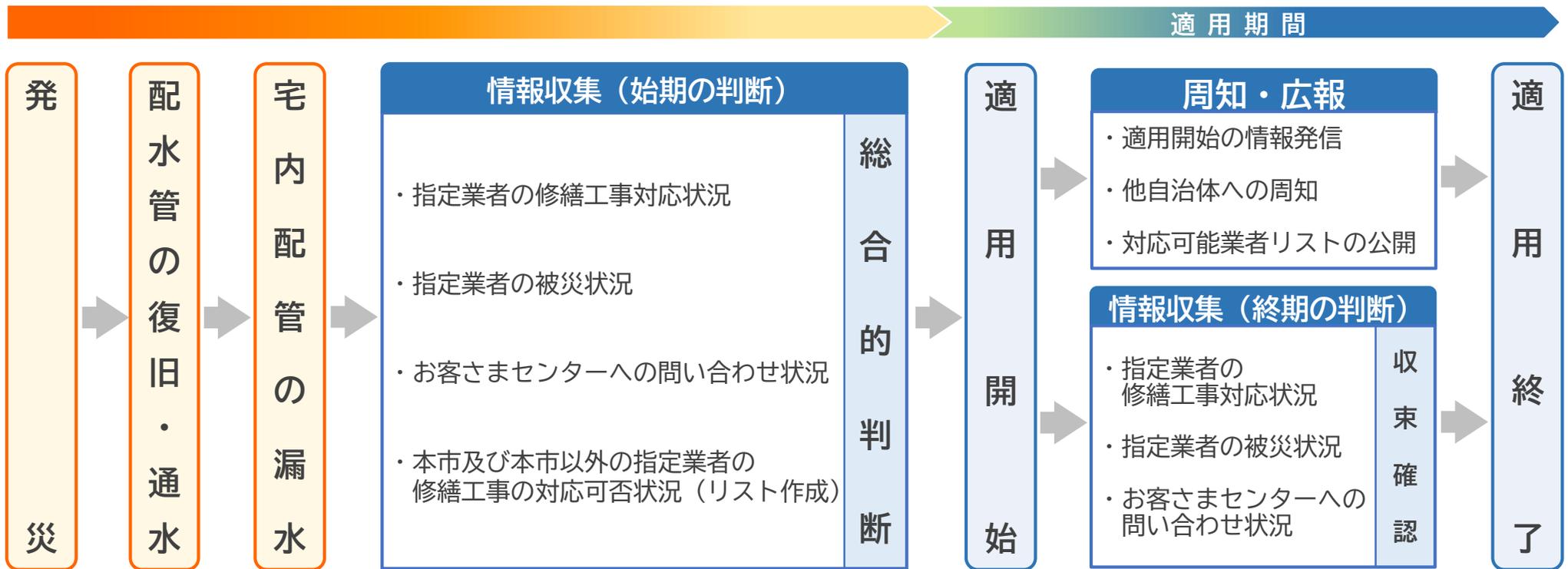
本市指定業者：本市水道事業者が指定した工事業者

本市以外の指定業者：他の水道事業者が指定した工事業者

イ 条例改正後



2-1 運用フロー



2-2 適用時の周知・広報

○ 適用の周知・広報に関する情報発信

- ・お客さまセンターでの案内（対応可能な本市及び本市以外の指定業者）
- ・避難所等での情報提供
- ・局ウェブサイト、SNS、かわさき上下水道アプリの活用
- ・報道機関への投げ込み
- ・本市以外の水道事業者あてに指定業者への周知を依頼

川崎市水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (工事の施行及び費用負担) 第4条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、管理者による施行が必要な場合を除き、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条の給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）<u>であるとき、又は災害その他非常の場合において、法第3条第5項に規定する水道事業者（本市を除く。）若しくは当該水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事（管理者が別に定めるものに限る。）を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2, 3 略</p>	<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (工事の施行及び費用負担) 第4条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、管理者による施行が必要な場合を除き、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条の給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）<u>については、</u>この限りでない。</p> <p>2, 3 略</p>